

イギリス救貧法政策における家族の承認

川 田 昇

- 一 はじめに
- 二 エリザベス救貧法における児童の処遇と貧民家族
- 三 児童の自助の強調と親子の分離
- 四 貧民家族の法的承認
- 五 労働力再生産の場としての家族の保護

一 はじめに

親権が、未成年者の監護・教育を中核とする親の職分であり、その日ざすところが子の福祉の実現にあるとするこ
とは、今日ほとんど異論をみない。しかしまた、このような親権の行使には、国家の助力を不可欠とすることも承認
されており、親権に対する国家の関与のあり方ないしはその限界をどこに求めるかが、今日の親権のあり方を考える
うえで重要な課題となっている。

私はこれまで、一九世紀イギリスにおいて、児童の福祉のために国家が次第に親権に介入するに至る過程を一八三
四年の新救貧法以来の救貧法政策の展開のなかにさぐってきた。そこにおいて私は、新救貧法の運用が軌道にのる一

八四〇年代に、困窮こそが唯一の救済原因であり、それ以外の原因での親権への介入が許されないことを理由に、児童に対する保護措置が中央当局により拒絶されたこと、しかしその後の児童の福祉に対する関心の高まりのなかで、子の福祉実現の妨げとなる親権行使に対する国家的介入が推進されていったことを、場外救済児童についての教育措置、および被救済児童一般についての親権剝奪措置の実現過程のなかにみた。⁽¹⁾この考察から私は、児童の福祉という困窮以外の原因による国家の親権の介入が救済法政策上承認されたことが、イギリスにおいて親権を絶対視する伝統的観念を崩壊させる力となったという見通しをもつに至ったのである。すなわち、一方で、子の福祉実現の妨げとなる親権行使に対する国家的介入が、救済法の対象とならない一般市民についても拡大され、他方で、これと表裏をなして、現実には親が子に対して、「自分の好きなようにする」ことの保障しか意味しなかった親権の観念を、子の福祉を目的とした監護・教育の職務とみる観念に変容せしめたのであり、以後私は、そのような過程として、一九世紀後半から一九二五年未成年者後見法の成立に至る過程を考察するつもりでいた。

ところが、テューダー朝以来の児童の社会史書として定評のある大著「イギリス社会の児童」のなかで、ピンチベックとヒューイットが、後述のように、扶養能力のない親の子に徒弟としての奉公を強制する制度としてエリザベス救済法に採用された教区徒弟制度 (parish apprenticeship) について、これを一種の親権剝奪制度と位置づけ、「親権が、国家の安全および子の福祉と衝突する場合には、浮浪者や犯罪者の分野と同様に、親権は無視され、原理的に、国家は児童の適切な処遇や訓練を確保する責任を受け入れたのである」と述べた⁽²⁾うえで、私が前に考察した一九世紀末の救済法上の親権剝奪制度を引合いに出して、将来犯罪者に成長するであろう児童が群をなす場合に、「当局は、その問題に対する唯一の現実的解決が、児童をより安定した生活のなかで育てるといふ希望のもとに、親がそれを欲するかどうかにかかわりなく、親から子を引離すことである、と考えるものだ」と述べている⁽³⁾ことに接したのであ

る。

前述のように、一九世紀末の親権に対する国家的介入に今日的な問題の解決への糸口を見出そうとしていた私は、絶対主義王制下における類似の制度に、その質的差異を問うことなくこれを比肩させる右のピンチベックらの見解に對して不満をもつとともに、彼らのとりあげた教区徒弟制度における親権剝奪的側面についてその内実を問ひ直す必要を感じたのである。そして結論的には、エリザベス救貧法においては、児童の保護すなわちその監護・教育についての責任が親にあることにつき、そもそも救貧法政策上の原理としては確認されていなかったことが、両者の間に質的差異を生み出していることに気づいたのである。前稿において私は、一九世紀末の親権剝奪制度を、救貧法政策上確認されたそのような原理の堅持によっては、児童の福祉という新しい要請に対応しえないことの反省のうえに形成されたものとして描いたが、その際、右の原理が一八四〇年代に強調されたことを指摘しただけで、それがいつどのような救貧法政策のなかにとりいれられたかについて明確にしていなかった。しかしながら、そのような原理の確認こそ、近代的な親権観念の出発点であり、その点を不明確のまま放置しておくべきではなかったのである。

本稿は、エリザベス救貧法以来の救貧法政策の展開のなかで、児童の処遇方法の変遷をあとづけ、児童の監護・教育の責任が、いつどのようなようにして家族ないし親に属するものとされるようになったかを明らかにすることを目的とする。そして本稿の考察の展開をあらかじめいえば、まずエリザベス救貧法が児童の処遇方法として教区徒弟制度を採用し、扶養能力のない親から子を分離する措置をとったが、これは同法が児童を親とは独自の救済対象としたもので、そこには、その反射的效果として児童に対する家族責任を奨励する、といった意図は存しなかったことを明らかにする(二二)。そして児童あるいは家族に対するこのような態度は、市民革命以後も一層強められ、貧民の自助の強調のもとに、児童の就労が強化され、家族結合の無視が徹底されていったことを、ロックの救貧法改正に関する提案およ

びその後の労役場建設推進政策のなかにみた(三、四一)。ところが、そのような児童処遇政策が多く、悲惨を生み出す結果となり、人道主義の高まりのなかで児童の保護の必要性を人々に自覚させ、折りからの人口増大傾向のなかで、児童を家族の保護下に帰属させるべきだとする考えを生み出すが、これが資本主義的生産様式の発展に伴う低賃金体制確立の要請と結びついて、子の保護は親が自らの責任においてなすべきだとする政策として現われたこと、しかし、対仏戦争時の「飢餓と革命の二重の恐怖」の状況のもとで、親に委ねたはずの子に対する責任が再び国家によって引受けられるものの、今や子を監護し教育することが家族の中心的な役割であることの認識は動かしがなくなること、ギルバート法からスピナムランド体制の確立の過程においてあとづけた(四二・五)。以後これが再度親の責任に転嫁され、そこに子の監護・教育が親の権利であり義務であって、国家がこれに干渉すべきでないことが、新救貧法の成立の前後の期間を通じて救貧法政策上の原理として確立されることになるが、その過程についての考察は次稿にゆずることにした。

本稿は、資料的にも、また考察すべき対象範囲の点でも不十分であり、後の補訂を多く要するものとなった。しかし、本稿で述べた親子政策の流れはほぼ大過なきものとひそかに自負している。今後の補訂のためにも、大方のご叱正を期待する次第である。

注 (1) 川田昇「一九世紀イギリス救貧法における児童の教育措置と親権」磯野誠一古稀・社会変動と法—法学と歴史学の接点(一九八一年)、同

「イギリス救貧法における親権剝奪制度の成立」神奈川法学一六卷二・三号(一九八一年)。

(2) Ivy Pinchbeck & Margaret Hewitt, *Children in English Society*, vol.1, p. 98 (1969).

(3) *Ibid.*, p. 100.

二 エリザベス救貧法における児童の処遇と貧民家族

1 エリザベス救貧法の基本原理

一六〇一年のエリザベス救貧法 (Elizabethan Poor Law, 43 Eliz. c.2) は、一九四八年に救貧法が全面的な廃止を受けるまでの間、その基本法として存続せしめられた。同法から一八三四年の新救貧法に至る救貧法政策における児童の処遇の変遷とそのことを通じてうかがわれる貧民家族に対する政策態度の変化をあとづけるにさきだち、まず同法が右の問題に関してどのような規定をおいていたかを見ることにしよう。もっとも後にみるように、同法の規定はきわめて曖昧であり、だからこそ各時代の状況やニーズに応じた救貧立法の制定や救貧行政の遂行を許容しえたというが、しかし右の規定の検討を通じて、そこにおける立法者の意思を可能なかぎり明確にしておくことは本稿にとって必要であろう。

同法は、その第一条において、二名の治安判事 (Justices of the Peace) が各教区 (Parish) から二―四名の貧民監督官 (Overseers) を任命すべきことを規定したうえで、既存の教区代表である教会委員 (Churchwardens) と右貧民監督官が、「二名以上の治安判事の同意のもとに、いつでも」なしうる命令、すなわち彼らに認められる権限事項に關し次のように規定する。⁽⁶⁾ すなわち、

(1) 「親が維持し扶養できるとは考えられないすべての児童を仕事に就かせ、また自立する手段をもたず、生計を立てべき通常の職業をもたない既婚・未婚のすべての人を仕事に就かせる」こと、

(2) 「適当と考えられる十分な金額をもって、すべての住民、教区牧師、その他に対して課税し、またすべての土地・家屋の占有者、聖俗の十分の一税取得者、炭鉱または販売用下草の所有者に対して課税することによって」

次のものを調達すること、すなわち、

(イ)「亜麻、大麻、羊毛、糸、鉄その他の必要な製品および原料で、貧民を仕事に就けるために都合のよいストック」

(ロ)「肢体不自由者、虚弱者、老齢者、盲者その他の者で、貧困かつ働くことのできない者に対し必要な救済を与えるための、また児童を徒弟に出すための、十分な金額」

である。そしてこれを要約整理すれば、貧民監督官らがなしうるのは、第一に、親に扶養能力のないすべての児童および生業をもたないすべての貧民に対して就労を強制することであり、第二に、教区民に対して、人頭税および財産税の形で救貧税を課税して、①貧民の就労に必要なストックの調達、②労働無能力者の救済、③徒弟の斡旋という三つの目的に当てることなのである。さらにこのことを貧民の処遇という面からみれば、同法は、児童、成人の区別なくすべての者に対して就労を強制することを原則としていたこと、ただし、一方で労働無能力者の存在を承認して、これに救貧税からの直接救済を与えることを許し、他方で労働能力ある貧民および児童について、救貧税からの支出において、前者にはストックの調達による仕事の創出、後者すなわち児童には徒弟の斡旋、^(イ)という措置をとることを定めたものといえることができる。そして、右の徒弟の斡旋措置については、同法五条が貧民監督官らが「児童が役に立つと思われる場合に、二名の治安判事の同意によって、男児は二四歳まで、女児は二一歳または婚姻時まで、徒弟を義務づけることができる」と規定しているのである。

以上の規定からすると、エリザベス救貧法における児童の処遇の原則は、これを仕事に就けることであり、そのような就労強制の対象となるのは、親に扶養能力がない児童であって、またとくに徒弟の斡旋についての児童自身の資格として、貧民監督官らの判断で、「児童が役に立つと思われる場合」ということが要求されているのである。右に

児童を仕事に就かせることと、児童に徒弟を斡旋することとは、二者択一的な措置なのか、後者が前者の具体的措置と考えられていたのかは明らかではない。しかし後述のように、テューダー朝の労働政策の基本原理を確立した立法とされる一五六三年の職人規制法 (The Statute of Artificers, 5 Eliz. c. 4) が、一二歳から六〇歳までのすべての人々に就労を強制した (s. 1) うえで、徒弟を一二歳未満の者の普遍的就労形態としている (s. 36) こととの関連でみると、少なくとも立法者においては、徒弟の斡旋は、児童を仕事に就かせることの具体的措置と考えられていたものと解してよいように思われる。そうだとしたら、エリザベス救貧法は、児童の処遇に関しては、親に扶養能力のない児童について、右の職人規制法における一般的な就労強制年齢である一二歳に満たないときでも、貧民監督官らの裁量により「役に立つと思われる場合」はいつでも、救貧税からの支出において徒弟先を斡旋し、就労を強制するという趣旨を規定したものである。

後述のように、徒弟制度は奉公先の親方の住居に住込みで徒弟の就労を図るものであるから、以上のような児童の処遇は、救貧税からの支出があるという意味で児童の救済ではあっても、建前上はそれによって児童は、親から独立して、自ら生計を維持することを強制されることではないのである。それ故、他面、徒弟強制が親の立場からみると、子の分離措置であって、前述したピンチベックらの見解のように扶養能力のない親からの親権の剝奪措置のようにみられるとしても、その措置は、建前上親の扶養責任を国が肩代りするためのものではなかったのである。(8) このことは、子は働く能力のあるかぎり独立して自ら生計を立つべきだとする前提があり、したがって親による労働能力ある子の扶養は法的責任ではなく、ただ扶養能力が親にあるかぎりで子の独立を事実上一二歳まで延期させているだけであるから、親の扶養能力の欠如は当然に子の独立の要請を顕在化させ、そこに公的な援助の必要があるとするれば、それは子の独立の実現に助力を与えることではかかないと考えられていたことを示すように思われるのである。

そうだとすれば、エリザベス救貧法は、貧民の家族ことに親子の結合について、これを維持し強化すべきであるとか、子の処遇について親の責任を奨励するとかの意図をまったく有しなかった、というべきように思われるのである。もつとも、エリザベス救貧法は、その第七条において、「老齢者、盲者、肢体不自由者、虚弱者、その他働くことのできない貧民の父、祖父、母、祖母および子は、十分の能力をもつ場合に、治安判事の査定する方法および割合で、自らの費用をもって、そのような貧困な人々を救済し、扶養しなければならぬ」として、一定の直系親族間の扶養義務を規定しており、この規定を、「貧民の財政的援助は、家族がその成員に対する責任を引受ける意思のあることを条件とすべきである」という原理を確認したものと位置づけ、エリザベス救貧法は、貧民の家族の維持と家族責任の奨励を目ざしていたとする見解も存在する⁽⁹⁾。しかしながら、右の規定において扶養すべき者は、前記第一条において救貧税からの直接救済の対象とされている労働無能力者であって、右規定は、そこにおいて扶養義務者とされる親族間の一般的扶養義務を定めているのではないのである。しかも右の扶養義務も、後に判例法上次第に明確にされていくように、右に扶養さるべき者が現実に救貧税からの直接救済を受けたときに、その費用償還ないし将来の救済の責任分担をなすべきものとして強制されうるものなのであって、⁽¹⁰⁾ 仮りに、右の労働無能力者のなかに就労強制の対象となりえない児童を含むと解しようとしても、少なくとも、現に生活共同を有する親の子に対する扶養義務の強制が想定されているとは考え難いのである。⁽¹¹⁾ したがって、右の規定は救貧税の負担軽減を目的として一定の親族をいわば公的救済の一機関として位置づけようとするものといふことはできても、生活共同体としての家族内部の責任の高揚を図ろうとするものではなかったといふべきであらう。⁽¹²⁾

もちろん、前述のように、児童の就労強制に親の扶養能力の欠如を要件としているように、親の子に対する扶養を当然のこととし、したがって、幼少等により事実上就労強制をなしえない児童の扶養は、親に対する就労強制ないし

直接救済によって仕給される手当によってまかなわれるものと考えられていたと思われるから、そのかぎりでは、公的救済による家族の維持が容認されていたとすることができる。しかし、そのような家族の存続も、児童の就労強制の原則のもとに、「児童が役に立つと思われる場合」というきわめて曖昧な基準による貧民監督官らの裁量に委ねられ、しかもその際二名の治安判事の同意こそ求めたものの、親自身の同意とか右措置に対する親の不服の申立手続とかに関して何らの定めもおかれなかったことに示されるように、親の責任の自覚を問う機会すら考えられていなかったのもあって、右のことをもって貧民の家族結合を強化するとか、それを保護するとかの意図に結びつけることができず、それは単にエリザベス救貧法が、生活共同体としての家族が存在することを事実として認めていたことを意味するにすぎなかったというべきなのである。

以上みたように、エリザベス救貧法において、児童は就労強制の大原則のもとで独自の救済対象としてとらえられ、少なくとも救貧法政策上は、その処遇を家族ないし親の責任に帰せらるべき存在としては考えられていなかったのである。では、そのような態度は、どのような背景のもとに、どのような意図をもって形成されたのか、以下この点について考察をすすめることにしよう。

2 児童の就労強制と教区徒弟の目的

児童を含めて国民に就労を強制することは、すでに一五三三年の職人規制法により確立されたテューダー朝の労働政策原理であった。同法は、見るべき生計手段をもたない一二歳から六〇歳までのすべての人々に、治安判事の裁定による賃金での就労を義務づけるとともに、二一歳未満の者は徒弟として就労すべきこととして、中世のギルド制度のもとで発達し、ギルド衰退後も主として小親方により存続せしめられた徒弟制度⁽¹³⁾を、児童の普遍的就労形態に衣替

えさせたのである。⁽¹⁴⁾ 前述のエリザベス救貧法がこれを受けて制定されたことは明らかである。

しかしながら、職人規制法は、岡田与好教授がつとに主張したように、「怠惰〔＝失業〕を追放し、農業を発達させ、凶作のときも、豊作のときも、被用者に適切な賃金を与える」(同法前文)こと、すなわち、農業労働力の確保を中心に労働力の配分を試みた立法であり、それは「農本主義を基調としつつ、慣習と伝統の墨守の上に、社会の全成員を特定身分ないし職業に固定化することによって」中世的秩序を回復・維持するという観念から出発したとい⁽¹⁵⁾う意味でも、またその規制方法のうえでも、一三四九―五一年の労働者規制法 (The Statutes of Labourers) の中世的政策パターンをほぼそのまま受けついで立法であった。⁽¹⁶⁾ これに対して、一五七二年以降に展開される救貧法は、急激な人口増加による実質的な労働力の過剰、羊毛を中心とする都市の商工業の発達が生み出した新たな失業問題等により、大衆の窮乏化が頂点に達する状況のなかで、⁽¹⁷⁾ 従来の救貧法による浮浪の抑圧、職人規制法による単なる就労強制等の諸施策が、中世的秩序の回復にとって限界のあることの自覚のもとに制定をみたものである。そして一五七二年救貧法 (14 Eliz. c.5) が、救貧税の強制課税と救貧行政組織の体系化を試みた最初の立法として、⁽¹⁸⁾ 国家が無能力貧民のみならず労働可能な失業者についても、その救済を公的責任として引受けることを明らかにし、エリザベス救貧法は、同法以降の一連の救貧立法の集大成として成立したものであった。⁽¹⁹⁾ そうだとしたら、エリザベス救貧法における貧民の就労強制の原則については、職人規制法におけるそれとは異なった独自の意義を見出すことが必要となる。エリザベス救貧法が、貧民に就労を強制しようとしたのは、第一に、同法がストックの提供によって仕事を創出してまでそれを図ろうとしたことに現われているように、貧民の就労自体からもたらされる次のような効果に着目したからである。すなわち、失業や貧困が、経済的条件よりむしろ個人の選択による怠惰の結果であるとする当時の支配的な考え方のもとに、就労によって貧民に勤勉の習慣を身につけさせようと意図したものであった。⁽²⁰⁾ 同法が他方で、

従前の救貧法と同様、依然として仕事の拒否者の懲治監 (the house of correction) への収容を規定する (5.4) のも、そうした個人的な矯正が、問題解決の唯一の方法と考えられていたことを示すであろう。児童の就労強制も同様に、児童を早期に就労させ、職業的訓練と勤勉の習慣を獲得させることを意図したものと⁽²³⁾いうことができる。そしてすでに職人規制法によりいわば「国民的制度」とされていた徒弟制度が、そのような目的に適合的であったところから、これを救貧児童のためにアレンジしたのである。

他方、エリザベス救貧法の就労強制は、貧民の救済を公的責任として引受けた国家が、この方法によってその費用を最少限に抑えようとする意図があったことも否定できないであろう。すなわち、貧民に対し自らの生計の資は自らの労働によって得ることを求めたので⁽²⁴⁾あった。就労を得られない場合のストックの提供は、貧民にこれを加工させ、その出来高に応じて賃金を与え、救貧官吏がその製品を売捌くという方法として考案されたといわれる。⁽²⁵⁾児童のため、の徒弟の斡旋も同じく救貧費用の節減が意図されたといってもよからう。もっとも、前述のように、同法のもとでは、児童を徒弟に出す時期は、貧民監督官らの裁量に委ねられ、事実上自立不可能な児童も徒弟に出される可能性を有していた。このことは、立法者が、扶養できない親に代って、教区内の親方となるべき者に対して子の扶養を委託する一種の委託収養制度 (boarding-out system) としても、徒弟制度を機能させよう⁽²⁶⁾と意図していたことを示すであろう。エリザベス救貧法は、教区を救貧行政の末端機構として位置づけ、その遂行に当らせたが、それは宗教的単位としての教区が、封建体制の崩壊後共同体の日常生活における要の地位を占めていたことに着目し、そこに存続していた組織と、教区民という住民意識を巧妙に温存、利用したものであり、⁽²⁶⁾救貧税の強制課税によってその共同体的義務の意識を想起せしめようとしたと同じ発想において、扶養できない親の子の扶養を、教区民に委ねようとしたということができる。しかし同法においては、そのような児童も、就労強制という建前のもとに徒弟に出されるのであって、自

立の可能性がどうであれ、徒弟に出すことによりいわば自立が擬制されるのであり、それはまさに児童の自立による救貧税からの支出の節減であった。

以上のように、エリザベス救貧法は、親が扶養できない児童について、早い時期からこれに職業的訓練を与え、勤勉の習慣を身につけさせることを最大の目的として、児童の就労強制を図ろうとしていたのであり、その目的にとつて徒弟制度が適合的であったし、また同時にそれが児童の扶養に役立ち、それ故救貧税の支出の節減につながったから、この制度を貧民家族の救済のためにアレンジしたものであるといえることができる。そしてこの徒弟斡旋の措置が、一般に教区徒弟制度 (parish apprenticeship) と呼ばれるものに外ならない。このような教区徒弟の制度の採用が、前述のように、貧民の家族結合の無視の態度につながることになったとしても、今日しばしば指摘されているように、当時(27)のイギリスでは、階層の如何を問わず未成熟の子を他人の家庭に預けることが慣行として広く行われており、立法者(28)において、貧民の子を親から分離して就労させることについて、ほとんど疾しさを感じなかったであろうし、貧民の側においても、子を可能なかぎり早い時期に働きに出すことは当然、と考えられていたと思われるから、救貧税の支出において子の徒弟斡旋を受けることは、文字通り救済として受けとめられたと思われるのである。こうしてエリザベス救貧法は、「家族よりも共同体の方に生活の中心がおかれていた」(29)中世的秩序を志向することができたのである。

注 (4) 毎年のイースターの時期に教区内の有力な戸主 (substantial householders) の中から任命されるものとする。

(5) 教会委員は、教区牧師が司会する住民集会 (town meeting, vestry) で選出される (赤木須留喜「一八三四年の救貧法の改正——イギリスにおける近代的な地方制度成立に関する一考察——」国家学会雑誌七一巻一頁九頁(一九五七年))。

(6) なお、エリザベス救貧法第一条は、長い一文からなるもので、その整理の仕方は、これをとりあげる論者によってそれぞれ若干異なるが、私なりに整理をすれば本文のようになる。

- (7) 徒弟の斡旋のために何故救貧税からの支出を要するかは不明だが、後述のように、親方に対するプレミアムの支払のためと思われる。もっともそれが中世の徒弟制度にならったものか、徒弟の押つけに対する見返りとして位置づけられていたかは明らかではない。
- (8) 前述のような徒弟斡旋制度のもとでは、慣行上ないし職人規制法上適当とされてきた徒弟就労年齢よりも早い時期に、児童が徒弟として送り出されるのであるから、実際上は、親方となるべき者にその児童の扶養を肩代りさせるという機能が、この制度に対して併せて期待されていたと考えられるが、しかし、建前上は、それはあくまで児童の就労強制のための措置であり、これにより児童の独立が図られるのである。
- (9) Bill Jordan, *Poor Parents: social Policy and the 'Cycle of Deprivation'*, p. 17 (1974).
- (10) 大沢真理「『新救貧法』のインパクト——right to relief を主軸として——」社会科学研究所三五巻三号四〇頁以下（一九八三年）。山本笑子「英法における扶養義務について」法学論叢五九巻五号九二頁以下（一九五三年）。
- (11) もっとも、後のブラックストーンの「英法釈義」は、親の子に対する扶養義務が自然法上の義務であることを強調しながらも、エリザベス救貧法第七条の規定が、生活共同をもつ親の子に対する扶養義務を強制していることを前提にしつつ、しかし「何人も、子が幼少、疾病または事故による場合を含めて労働無能力者でかつ働くことができないときでないかぎり、その子のために扶養をなす義務を負わない。……注意深く勤勉を奨励してきたわが国の法政策からみて、それは、安易で怠惰にふける怠け者の子どもたちの扶養を父親に強制することはないのである」と述べている（William Blackstone, *Commentaries on the Law of England*, Bk. I, pp. 435ff. (1765)）が、そのような解釈は、後述のように子の処遇の責任を家族に負わせることが救貧法政策上も承認されるようになった時代の産物というべきもののように思われる。
- (12) 大沢氏は、同条の扶養義務に関するコモン・ロー裁判所の判例を詳細に検討したうえで、「親族扶養義務においては、超歴史的な扶養共同体たる家族が当然の大前提として存在し国家はただその義務を強制するにすぎないというよりは、救貧法が公的救済（それも労働無能力者救済のみ）の一機関として『家族』そのものを作り出している」と理解すべきなのではないか」という「疑問」を提起している（大沢・前掲四三頁）。
- (13) Reginald A. Bray, *Boy Labour and Apprenticeship*, p. 11 (1911)
- (14) ピンチベックらは「同法によって「ギルドの発達させた中世的な徒弟制度が、国民的制度に変容させられた」としている。（Pinchbeck & Hewitt, *op. cit.*, p. 224）。なお、トレヴェリアン（藤原浩・松浦高嶺訳）、イギリス社会史一六二頁（一九七一年）も同じ指摘をする。
- (15) 岡田与好・イギリス初期労働立法の歴史的展開——賃労働史序説——増補版九五頁以下（一九七〇年）。
- (16) 岡田・前掲一四一頁。
- (17) 同法の労働統制は完全な家長主義的なシステムであり、自由な労働は存在せず、就労を強制される者は、仕事のタイプとか雇主についての選択は許されず、固定された賃金、労働時間など各当事者の意思では決定できない労働条件のもとで働くことが義務づけられた。その意味

で、労働者は未だ「半農奴 (semi-serfville)」とみなされていた (岡田・前掲 一一八頁) のである。

- (18) Jacobus tenBroek, *Family Law and the Poor* (J. F. Handler ed., *Contribution in American History*, No. 16) p. 19 (1964, 1965, 1971), 岡田・前掲 一一三頁。
- (19) *Ibid.*, p. 18.
- (20) 小山路男・イギリス救貧法史論三一頁 (一九六二年)、榎原朗・イギリス社会保障の史的研究——救貧法の成立から国民保険の実施まで——二二頁 (一九七三年)。
- (21) 救貧法の起源については、一般にはヘンリ八世時代の立法に求められ、ことに一五三六年法 (27 Hen. VIII. c. 25) が、後のエリザベス救貧法の基本原則を、救貧税の徴収以外はすべて、萌芽的なたちで含んでいたものとして注目されている (小山・前掲 二九—三〇頁、榎原・前掲 一九頁参照)。しかし、一五七二年法が、従来の救貧法の態度を転換させたことも承認されているから、本文のような表現も許されよう。右の転換につき、ブルースは「エリザベス朝の人々のとった政策および運用における偉大な進歩は、懲罰措置だけでは十分でないこと、社会はより不幸な人々とその家族のために何らかの責任を引き受けざるを得ないということ、しかも引き受けるだけでなく実行しなければならぬことを不承不承ながら、徐々に承認していったところにある。それ以前の法令も、すべての人に慈善の義務を負わせてはいたが、エリザベス朝の人々は、現実主義で水割りの理想主義の精神をもって、一五七二年、一五七六年、一五九八年と段階を辿って、初めて貧民の扶養のための適切な地方機構を設置したのである」と述べている (モリス・ブルース (秋田成就訳)・福祉国家への歩み—イギリスの辿った途—四五頁 (一九八四年))。
- (22) tenBroek, *op. cit.*, p. 23.
- (23) ピンチベックらは、救貧法の採用した徒弟制度が救貧費用の節約のための委託収養 (boarded out) にすぎなかったとする見解に対して、特にこのことを強調する (Pinchbeck & Hewitt, *op. cit.*, pp. 234ff.) とともに、「テューダー朝の政策の複雑な構造の底流をなすのは、貧困、浮浪、非行などは、訓練機構の導入と、テューダー的自活の理想 (The Tudor ideal of self-support) からの逸脱者の処罰とによって一代かきりで払拭できるという信念であった」 (*Ibid.*, p. 308) と述べている。
- (24) tenBroek, *op. cit.*, p. 23.
- (25) *Ibid.*
- (26) 赤木・前掲 一〇頁
- (27) Pinchbeck & Hewitt, *op. cit.*, pp. 26, 101, Lawrence Stone, *The Family, Sex and Marriage in England 1500—1800*, p. 107 (1977), Jean S. Heywood, *Children in Care; the Development of the Service for the deprived Child*, 3rd ed., p. 19 (1978). なお、その証左としてしばしば引用されるのが、一五世紀末葉のイタリヤ人のイギリス旅行記中の次の一節である。「イギリス

人が愛情を欠くことは、特に自分の子どもたちに対する態度に現われている。子どもが七歳ないし九歳になるまでは家庭においておくが、一般には後の七年から九年間は、男児も女児も、他人の家で奉公をさせるために送り出し、そこに拘束しておくのである。そして彼らは徒弟と呼ばれ、その間ほとんどすべての召使の仕事を果たし、この非運から免れる者はほとんどいない。というのは、金持ちであるかどうかには関わりなく、あらゆる人が、自分の子を他人の家へ送りこみ、その代り、赤の他人の子どもを自分の家に受け入れるからである。そしてこの苛酷さの理由を調べてみると、彼らは、子どもたちがよりよい作法を修得することになるからだと答えるのである」と(Quoted in Pinchbeck & Hewitt, op. cit., p. 25)。同じ文章は、アリエス(フィリップ・アリエス(杉山光信・杉山恵美子訳)・「子供」の誕生——アンシアン・レジーム期の子供と家族生活——三四—二頁(一九八〇年))、タッカー(M. J. Tucker, 'The Child as Beginning and End: Fifteenth and Sixteenth Century English Childhood' in Lloyd deMause ed., *The History of Childhood*, p. 250 (1974))なども引用する。

(28) Pinchbeck & Hewitt, op. cit., p. 101. なお、ピンチベックらは「子どもを早い時期に家族環境から去らせることが、すべての社会階層において共通のやり方だった。したがって、その点では、法の保護のもとに入ってくる貧民の子どもは、元来、他の社会階層の子どもと非常に異った扱いを受けたのではなかった。もっとも、一六世紀の立法によって確立されたこのパターンは、他の階級では親子の分離がほとんど廃止された後の世紀において、貧民の子どもたちに対し言いしれぬ悲惨をひき起したのであるが」と述べている。

(29) ストーンによれば、最下層の児童は、七歳から一四歳の間、家庭を去り、家事奉公人、日雇労働者、徒弟等として働き出し、どの場合も、家庭よりもむしろ親方の家に住んだとされる(Stone, op. cit., p. 107)。

(30) Heywood, op. cit., p. 8.

三 児童の自助の強調と親子の分離

1 教区徒弟制度の変容

中世のギルド制度のもとでの徒弟は、典型的には、徒弟の側から親方に対しプレミアムを支払ったうえで、徒弟契約書(indenture)にもとづいて、徒弟を通常七年間、親方の住居に住み込ませ、衣食と低い賃金を仕給しながら就労させるもので、徒弟期間中、親方は徒弟に対し、職業的訓練を与え、徒弟は正直かつ従順に親方に服従することが約束された。⁽³¹⁾ エリザベス救貧法が想定していた教区徒弟もこれと同様であり、ただ、徒弟契約が貧民監督官らと親方

との間で締結され、プレミアムが救貧税から支払われ⁽³²⁾、そして徒弟期間がより長期であった点が異っていた。しかし、中世にこのような徒弟制度が良好に機能しえたのは、そのために不可欠な条件とされる十分な監視、訓練の提供、将来の就職が、強固なギルド組織によって、確保されていたからだといわれ⁽³³⁾、はじめからそのような条件に対する配慮を欠き、単にその形態だけを受けついで教区徒弟制度は、早晚形骸化される運命をもっていたということが出来る。

もつとも一六四〇年ごろまでは、救貧法自体が枢密院を主体として強力に実施され⁽³⁴⁾、枢密院はとりわけ教区徒弟制度に対して強い関心を向け、治安判事にこの問題についての詳細な報告書の提出を求めるなどの措置をとっていたとされる⁽³⁵⁾。しかし、児童を早い年齢から徒弟に出すといっても、親からの抵抗も少なくなかったし⁽³⁶⁾、親方もその受入れを喜ばなかったから、必ずしも容易なことではなかった。しかも児童の職業的訓練という理想にかなった良い親方を見出すことも困難であった⁽³⁷⁾。このため、エリザベス救貧法の前記第五条にいわゆる「児童が役に立つと思われる場合」という文言も、法解釈上は七歳が適当とされながらも、実務上は、当初から一〇歳以上の児童が徒弟の対象となっていたといわれる⁽³⁸⁾。しかし一六二〇年代の不況は、労働力自体の需要を低下させ、徒弟の受入れ先を狭めたばかりでなく、成人労働者の大量の失業を生み出すことによって仕事の創出による就労強制の限界をも露呈させたから⁽³⁹⁾、いきおい救貧税からの直接救済が増大傾向となり、これを抑えるために、かえって徒弟斡旋が強化され、教区徒弟の対象となる児童の年齢を引きさげる傾向を実務にもたらすことになった。すなわち、右の「児童が役に立つと思われる場合」という文言は、児童の年齢や能力を意味するのではなく、いわば親方となるべき者の選択の基準のように実務上は解されるようになり⁽⁴⁰⁾、貧民監督官らは、商人、ジェントルマン、牧師など児童を扶養できる余裕のありそうな納税者に対し、これを引きとって役に立てることが出来るはずだとして、あたかも救貧税の課税の一方法のごとくに、徒弟の強制割当てを実施し、しばしば児童に教えるべき職業をもたない者に対してさえ、その受け入れを拒否す

ることを許さなかったといわれる⁽⁴¹⁾。こうして、早くも一六三〇年代には、エリザベス救貧法がこの制度に託した児童に職業的訓練を与えるという理想は無視されはじめることになり、それは単なる救貧税の節減のための委託収養制度としての機能を前面に出すことになったのである⁽⁴²⁾。そしてこのことは、「農家に徒弟に出された幼い少年や、家事奉公人として出された幼い少女たちが、しばしば、土地や台所に付属した安価な労働力として搾取される⁽⁴³⁾」存在と化していくことを意味したのであった。

ところで、一六世紀末から一七世紀にかけて、羊毛業を中心として富を蓄えたブルジョワジーは、次第にその勢力を拡大し、その力を背景とした救貧行政一般に対する彼らの不満が、救貧行政のなかに、すでに中央の統制に離背する傾向をもたらしつつあったが⁽⁴⁴⁾、市民革命による枢密院の統制の喪失がそれを決定づけ、もはや王制復古によっても後戻りしない強固な地方主義的救貧行政を確立させた⁽⁴⁵⁾。しかも、一六六二年に制定をみた定住法 (The Settlement Act, 13 & 14 Cha. c. 12) が、いわばその法的確認を与えることになるのである。すなわち同法は、市民革命による混乱から生じた浮浪民の特定教区への集中を阻止するため⁽⁴⁶⁾、教区に來住した浮浪民を治安判事が、最近の少なくとも四〇日間合法的に定住した教区への送還を命ずることができ旨を規定したが、それが、各教区は教区に定住する貧民に対してのみ救済責任を負うことを、一般的に明確化することになったからである。しかし同時に、同法は、逆に送還されることなく四〇日間ある教区に定住した者は、その教区の定住権を取得するという原則をも生み出すことになり⁽⁴⁷⁾、同法が定住の方法の一つとして徒弟をあげ、さらに一六九一年の改正定住法 (3 Will. & Mar. c. 11) が、徒弟契約書と居住により合法的に定住権が与えられることを明記したところから、各教区は、貧民の児童について、将来にわたってその負担を免れるべく、労働力の需要のある他教区に徒弟に出すという措置を盛んに行うようになったのである。ウェップによれば、当時徒弟先の選択の条件として、親方の資質や能力よりも、むしろ親方が他教区に居住す

るといふことが、しばしば最優先されたといふ。⁽⁴⁸⁾

こうした地方主義的救貧行政のもとにおける成人貧民を含めた貧民の救済についての教区間での責任の押しつけあひは、⁽⁴⁹⁾しばしば教区間の訴訟事件にまで発展したといわれ、⁽⁵⁰⁾また、他教区への徒弟の押しつけ自体も次第に困難になつたものと思われる。そのためか、一六九七年には、すでに前記一六六二年法で導入されていた証明書制度、すなわち貧民が雇用のある他教区へ移動しようとする場合に、もとの教区から証明書 (certificate) を発行して、その貧民が救済を必要とするときは、もとの教区が責任を負うという制度を一般化するための措置を規定すると同時に、教区徒弟についても、教区内での徒弟の割当てに際し、これを拒否する者に一〇ポンドの罰金を課す旨の規定を置く立法 (8&9 Will. III, c. 30) が試みられるに至つたのである。

以上のように、教区徒弟制度は、一七世紀の末までには、これによって児童に職業を学ばせるといふテューダー的理想が完全に後退させられ、教区のやっかい者を始末する手段としてのみ位置づけられるようになっていたのである。

2 ロックの提案と児童の自助

他方、すでに市民革命以前から、貧困を罪惡視するブルジョワジーの間で、貧民の救済について、単に無差別な慈悲を与える代りに、貧民を国富の源泉として利用する方法として生かすべきだとする考え方が生れていた。救貧法史上「貧民の有利な雇用 (the profitable employment of the poor) 論」と呼ばれるもので、小山教授によれば、「貧民の雇用が直接に利潤獲得に結びつくとする貧民労働の搾取説から、無為の貧民がたとえ少しでも商品をつくれれば貧民救済費の無駄が救われるとする考え方にいたるまで、彼らの見解はさまざまに分かれていた。けれども、これらの論者が一致して主張したことは、貧民の雇用によつて貧民救済という社会的負担を減少しうるし、またそうしたなければな

らないということであった」とされる。⁽⁵¹⁾ こうした考え方を代表するものの一つとして、かのジョン・ロック (John Locke) が、一六九七年に商務委員会 (the Board of Trade) に対し一委員として提出した救貧法改正に関する報告書をあげることができる。⁽⁵²⁾ 彼はその中で貧民の児童の処遇に関しても一つの提案を行っており、以下右の考え方が児童に関してどのようなように及ぼされたかを、右のロックの提案のなかにみることにしよう。

ロックは、当時の貧民の児童についての問題点を、「労働者 (labouring people) の子どもたちが、通常教区の重荷となり、怠惰の中で扶養されているのが普通であって、彼らの労働力が、一二歳ないし一四歳までは、公共にとって無駄となっている」ことにあるととらえている。そしてこの問題を最も効果的に解決するには、各教区に「労働学校 (working school)」を設立し、自らの生活のために働かず、教区から給付を受ける両親と暮らす三歳から一四歳未満のすべての子どもに対し、この学校への収容を義務づけることである、と提案する。ここでロックの考える労働学校は、児童を親から分離する収容施設であり、児童はここに収容されることにより「より良い秩序のなかで育てられ、よりよい扶養を受け、幼児期から仕事に馴じむし、これらのことが、児童たちを、後々の人生のすべての事柄についてまじめで勤勉にする」という効果があがるとみる。そしてこの労働学校を「わが王国の利益にとってより効果的なものにするため」には、紡績、メリヤス編、羊毛などの工場の一部門をそこにおいて受けもつことであるとし、さらには、そこでの児童の稼ぎをパンに当てることにより教区の負担が軽減されるとするのである。また教区徒弟についても、収容児童を、各ハンドレッドの手仕事職人に対し、何らの対価なしに引受けることを義務づけるべきだとして、プレミアムの廃止を提案するが、徒弟期間を、その希望する年齢から二三歳までとすれば、親方はその期間の長いことで十分償われるはずだとする。さらに年価二五ポンド以上の土地保有者に、収容児童を、右と同じ条件で任意に農業徒弟にとることを認めるが、これらの方法によっても一四歳までに徒弟にとられなかった収容児童は、毎年のハン

ドレッド会議で、ジェントルマン、ヨーマン、ファーマーに、その保有地面積の大きい順に割当てるものとするのである。以上がロックの提案の要旨であった。

右のロックの提案は、前述のように、教区徒弟制度が、児童の職業的訓練という目的を後退させ、教区内での委託収養的な運用が図られるようになる一方で、働ける児童の需要のある他教区への押しつけも限界に直面し、再び教区内に罰金を以って強制せざるを得なくなっていた状況のなかで提起されたものである。ロックが、児童は一二歳ないし一四歳まで、教区からの手当てを受ける両親と暮らすのが普通であるとするのも決して誇張ではない当時の実情であった。彼はそのような実情を、エリザベス救貧法が児童の就労強制の手段として教区徒弟のみに依存し、その強制の時期も貧民監督官らの裁量に委ねていたことに原因を見出し、教区徒弟の年齢を当時の慣行から一定の客観性をもって確定できる一四歳ないし需要する側の要望に合わせることにより、教区徒弟制度の円滑な運用に可能性を開くとともに、それ以下の年齢の児童についての扶養と職業的訓練という目的を、いかにもロックらしく学校制度によって実現しようとしたのである。

しかし、右提案における児童の職業的訓練には、社会的秩序の安定に力点をおいたエリザベス救貧法が当面期待しなかったその経済的効用の観点が強く打出されていることは明らかである。提案のなかでロックは、労働学校による児童に対する養育や訓練の面での福祉的向上の効果を指摘はするものの、彼の主要な関心は「公共にとって無駄となつてゐる」児童の労働力を、学校制度を通じて結集し、これを産業のために活用して、その稼ぎ出すものを以って救貧税の支出の削減を図るということにおかれていたのであった。それはまさに、前述の貧民の有利な雇用論の児童への適用であった。ロックが右の提案のなかで、三歳の児童がその生計に足るものを稼ぎ出すとは考えられないが、収容の全期間を通じてみれば、結局教区の費用の負担はない、と述べるように、児童の労働学校での就労は、いわば現

在の自助のために必要なことなのであって、将来のための職業的訓練は、あくまでその副次的効果にすぎなかったのである。まさにロックの提案は、救貧税の支出の削減という目的のために、児童の自助を強調し、教区徒弟制度の運用の妨げとなっていた幼児をその対象から切離すとともに、労働学校の設置によって、その切離された児童の就労を確実にするというものであり、それはエリザベス救貧法における児童の就労強制の原則の徹底をはかるものに外ならなかったのである。

他方、彼の提案する労働学校は、前述のように、児童が三歳以上になると家族から分離され收容される施設であり、労働学校による就労強制の徹底は、エリザベス救貧法における親子の分離措置の建前を徹底するものでもあった。そしてそのような親子の分離の効用についてロックは、「母親が、家庭内での彼らの世話や扶養のめんどろの大部分を軽減され、もっと働くのが自由になる」と述べる。同様に当時の救貧法の運用においては、たくさんの子どもがいることが、貧困な男たちに教区からの給付に対する権利を与えているが、彼の考えでは、「健康な夫婦は、普通の労働によって、自分たちと二人の子どもを扶養することができる」はずであり、一家族に三歳未満の子どもが三人以上いることは稀れだから、三歳以上の児童を労働学校に收容すれば、夫婦は自らを健全に維持でき、手当ても不要になると述べるのである。このように、親子の分離は、児童自身の自助を図るばかりではなく、親の自助の妨げを除去するものとしても意味づけられており、救貧税からの支出の削減という大目的のもとに、貧民の家族結合はほとんど無視されていたことは明らかである。

以上のようなロックの提案は、当時においてはかなりの注目を集め、枢密院の採択まで経たように、ひとりロックのみのものではなく、その当時を代表し、それ以降を支配する考え方に立つものだったのである。⁽⁵⁴⁾

⁽⁵³⁾ ひとりロック

- (31) *Brag, op. cit., pp. 5ff.*
- (32) ピンチベックらによれば、徒弟受けいれのプレミアムとして、親方に対し通常二〜三ポンドが支払われていた (*Pinchbeck & Hewitt, op. cit., p. 236*)。
- (33) ブラグは、「その名に値する徒弟制度」は次の三つの条件を満たしていなければならないとする。すなわち、第一は、徒弟が早くとも一八歳に達するまでは、その行動および肉体的発達について十分な監督を受けることである。「人はその年齢以前には、自己のマスターになりえず、ある程度まで年長者のコントロールのもとにとどまるべき」だからである。第二に、徒弟制度が、十分な訓練の機会を提供するものであること。その訓練は、一般的なそれと、特殊なそれと、つまり市民となるための訓練と労働者になるためのその双方でなければならない。最後に、それが成人労働者の序列の一角に向けて開かれていること。それに向けてこそ適切な準備がなされるのであり、また永久の就業に対する合理的な見込みが立ってこそ、善良な資質が得られるからである、とする (*Brag, op. cit., p. 2*)。
- (34) 小山・前掲五一頁。ウェップは、「一五九〇年から一六四〇年の間に、それ以前の、あるいはそれ以降でも一八三四年の救貧法委員会の設置までは、イギリス史にはみられなかったような、枢密院等の中央政府の部局から発せられた、ほとんど絶え間のない一連の文書、指令、命令類が存在している」ことを指摘している (*Sidney & Beatrice Webb, English Poor Law History, Pt. I, p. 78*)。
- (35) *Pinchbeck & Hewitt, op. cit., p. 237.*
- (36) *Ibid., p. 240.* ピンチベックらはまた、教区徒弟の規定は「子を扶養することも、子の訓練を十分用意することもできず、子が過度の負担となっている親の子」を対象としていたが、貧民監督官らは、実際にはそのようにすることには乗気ではなかったし、親に対し家族手当が支給されていないかぎり、権限行使に自らを奮い立たせることもなかったとしている (*Ibid., p. 237*)。
- (37) *Ibid., p. 237.*
- (38) *Ibid., p. 240.*
- (39) 小山・前掲五五頁。小山教授によれば、この時期、輸出は三分の一に減少し、羊毛価格は下り、織元は破産に瀕して、失業は拡大したが、従来の救貧法では対応しえず、その対策としては、織元の解雇を禁ずるにとどまったという。
- (40) *tenBroek, op. cit., p. 27.*
- (41) *Pinchbeck & Hewitt, op. cit., p. 242.*
- (42) *Ibid.*
- (43) *Ibid.*
- (44) 小山・前掲五七頁。
- (45) ウェップは、「一七世紀前半の全国的行政ヒエラルキーは、市民戦争の混乱の中に終焉し、救貧法に関するかぎり、中央政府による不活動

の半世紀に引き継がれた。……この一七世紀後半は、エリザベス立法によって設定された教区組織の明らかな無視によって特徴づけられるが、この無視は、当の時代の教区による貧民救済の拡張を示すものといえよう」と指摘している (Webb, op. cit., p. 101)。

- (46) 定住法の意図等については、ウェップが、「社会史家にとつては解きがたい謎である」(Webb, op. cit., p. 315)としているほか、わが国の経済史家の間でも論争のあることは周知のことである(その対立点を整理したものととして、高島道枝「イギリス産業革命期における手当制度と居住法」経済学論纂五巻五号七〇頁註(7)参照(一九六四年))。しかし本稿では、同法の次のような前文にそのままのままであった(なお、ウェップは、この前文は「史実として無価値である」(Ibid., p. 325)とさえ述べている)。すなわちその前文とは、「ロンドン、ウエストミンスター市の市内のみならず、全王国における貧民の絶えざる増大は、非常に大きなかつ過度の負担である。これらのことは、貧民の居住に関する法の欠陥や、彼らが合法的に居住する教区または地区での救済や雇用を規制する規定の欠陥によって起っており、かつて浮浪者や乞食の逮捕や貧民の福祉のため……等に制定された諸法令の忠実な施行を怠ったことと相俟って、彼らの多くを手に負えないならず者と化し、あるいは餓死においやっている」とし、上述の法の欠陥の結果として「貧民は、ある教区から他の教区へ移動することを制約されず、それゆえ、彼らは、最良のストックがあり、小屋を建てるための最大の共同地あるいは荒蕪地があり、燃したり切ったりする森がある教区に定住しようとし、消費しつくすと、別の教区に移動し、ついにはならず者や浮浪者になり果てるのであり、ストックがよそ者のためにむさぼりつくされ、そのような教区では、ストックを調達する意欲を大いに失っているのである」とするものである。

(47) 大沢、前掲三二頁。

- (48) Webb, op. cit., p. 199. なおピンチベックらも、「児童に定住権を与えるべく教区外に徒弟に出すことに熱心であることは、その措置が、親方の道徳的ないし技能的な適切性をほとんど顧みないことを意味している」と指摘する (Pinchbeck & Hewitt, op. cit., p. 244) とも、に、そのような実務が「一般的に、児童の無視と徒弟制度の墮落を導びいた」としている (Ibid., p. 245)。

- (49) このような定住法行政は、しばしば貧民の生計、幸福、健康などを冷酷に無視して行われ、独身女、子もちの女、遺棄された家族もちの妻が、最も無保護で負担のかかる人々として、しばしば送還の対象とされたし、送還による仕事からの解雇や家族の分離が貧民をおびやかしたとされている (Ursula R. Q. Henriques, Before the Welfare State: social Administration in early industrial Britain, p. 14 (1979))。

(50) 小山・前掲一三四頁、Henriques, *ibid.*

(51) 同右八九頁。

- (52) この報告書の全文についてその所在を確認できなかったが、救貧児童の処遇に関する提案の部分については、一八一七年のスタージエス・バーン (William Sturges Bourne) を議長とする救貧法調査特別委員会の報告書 (Report from the Select Committee on the Poor Law, P. P. 1817 (462) VI, pp. 14ff.) が、これを全文引用しており、本稿はそれによった。

(53) 小山・前掲八三頁。

(54) ピンチベックらは、一七世紀末葉以来、最も熱心な公共的支持を得た貧民児童の処遇方法は、児童の自助に期待し、彼らを仕事につけることであった。それは本質はエリザベス救貧法の連続でもあったが、しかし「児童の福祉ではなく仕事にあることを強調し、教育的配慮よりもむしろ経済的有利さに関心をもつ」ことにおいて異っていたし、「テューダー的な『公共の福祉 (common weal)』の観念が物質主義に着色され、国家の安定の増進よりもむしろ国家の富力の増進が支配的理念となった社会を反映するものであった」と述べている (Pinchbeck & Hewitt, *op. cit.*, p. 309)。

四 貧民家族の法的承認

1 救貧児童の酷使と虐待

市民革命の前後を通じて支配的となった前述の「貧民の有利な雇用論」は、前記ロックの提案による立法化までには至らなかったが、各地の貧民の処遇方法に対し具体的な転機をもたらすことになった。すなわちそれは、救済を要する貧民は施設に收容し、そこにおいて労働に従事させるという処遇方法の採用を促したことであり、そのような施設としての労役場 (workhouse) の建設が、一八世紀初頭以来各地の単独または連合した教区によって進められた。⁽⁵⁵⁾そして、このような労役場は、教区徒弟としては歓迎されなかった自立不能の幼児についても、これを受け入れ就労させることを可能としたから、その反射的效果として、当該各地での教区徒弟制度について、一四歳前後の児童を対象とした運用を定着させることになった。

労役場建設の最初の試みは、一六九六年にブリストルで行なわれた。これは、市内に二つの労役場を建設し、その一つには一〇〇人の少女を收容して撚糸紡ぎに従事させ、他の一つでは、少年を木綿紡ぎとファスティン織りに、老齢者を軽作業に従事させ、幼児については保護と教育を与えるというものであった。そしてこれが他の諸都市におけ

る同様の試みに刺激を与えたとされる⁽⁵⁶⁾。しかしながら、このような労役場建設の試みも、その利潤を当てにして、これによって救貧費の支出を削減するという経済的視点からは、失敗であることがまもなく気づかれることになるのである⁽⁵⁷⁾。しかし他方で、労役場収容による貧民救済というこの方法は、貧民が収容を嫌うところから、救済の請求が減少するという予期せざる効果をもたらしたのである⁽⁵⁸⁾。

一七三二年のいわゆるナッチブル法 (Knatchbull's Act, 9 Geo. I, c. 7) は、教区委員や貧民監督官が、救済を望む者の寄宿、維持、雇用のために労役場を建設できること、この施設への収容を拒否する者は救済の資格を失うこと、そしてこの施設の経営を私人の請負に出すことができること等を規定⁽⁵⁹⁾するが、これは労役場救済の右のような効果を露骨に目ざした立法であるとされている⁽⁵⁹⁾。そして、その効果——いわゆる求援抑制 (deterrent) 効果——を最も発揮したのが、施設経営を私人にまかせた右の規定における請負 (farming-out) の制度であった。何らの査察や監督もなしで、⁽⁶⁰⁾教区から一定額で労役場の経営を委ねられた請負人は、貧民の健康とか快適さとかについて考慮するはずはなく、もっぱら彼らの労働からいかに大きな利益をあげるかに関心を払った。しかもそのような強制労働からはほとんど利潤を得られなかったから、あらゆる面でこの施設を「恐怖の家」たらしめ、貧民の側において労役場の収容を躊躇するように図った。そして、労役場のこのような経営は、救貧税の減少に関心を寄せる教区の利害と一致したから、教区はそのような請負人の残虐さを大いに歓迎したとされる⁽⁶¹⁾。このような請負制度に象徴される一八世紀の労役場のなかで、みずから収容を拒否することのできない幼児たちが、最大の被害者であったことはいうまでもなく、⁽⁶²⁾度重なる虐待と酷使のなかで生命さえ失う者も少なくなかったとされる。

他方、児童の自助の強調のもとに、教区徒弟も再び盛んとなり、一四歳前後の児童たちは、農業、工業などさまざまな分野に登場していった。ウェッブは、一七三〇年代にノッティンガムのあるマニユファクチャーが、通常二五

人を要する自己のメリヤス編の仕事場を、まったく教区徒弟だけで動かし、三〇年間成人労働者を雇ったことがなかったという例を紹介している。⁽⁶³⁾ またクラップムは、ロンドンの例として、少女の場合には家事奉公人として事実上の家内奴隷に出され、少年の場合は、馬丁とか、居酒屋の給仕とか、煙突掃除夫とかの手伝いになることもあった、と述べる。⁽⁶⁴⁾ そしてそれらの場合に、彼らに特定の職業を身につけさせるためというより、依然として安価な労働力として彼らを雇用することが多かったのである。椎名重明教授は、その証左として、徒弟に支払われる賃金が極めて低かったことと、その人間的自由を束縛されていたことが徒弟契約書のなかに見出されることをあげている。⁽⁶⁵⁾ そして一八世紀半ば以降も農業地帯で、他教区の児童を雇用することが歓迎されたのは、徒弟の自由の束縛と安い賃金での使用が容易だったからだとしている。⁽⁶⁶⁾ こうして教区徒弟に出された児童が親方のもとで酷使され、あるいは虐待を受けたことはしばしば指摘されるところであり、一七四七年の立法 (20 Geo. III, c. 19) は、間接的にそのことを示してくれている。すなわち同法は、五ポンド以下の報酬で拘束される教区徒弟その他の徒弟は、親方による、濫用、必需品仕給の拒否、虐待または酷使に關し、二人の治安判事に告発できる旨を定めたのである。しかし、この立法でさえ、告発を受けた治安判事に、その親方から徒弟を解放できるといふ権限を与えただけで、親方の処罰等については何ら規定しなかったのであった。

以上のように、貧民の自助が強調される風潮のなかで、家族から分離された児童たちは、さまざまな分野で酷使され虐待されるといふ悲惨を経験することになったのである。⁽⁶⁸⁾

2 児童の保護機関としての家族の承認

一八世紀の中葉は、新しい人道主義が高揚した時代とされる。ことに慈善学校運動の推進、ファウンディング病院

の設立などにみられるように、貧民の児童の悲惨な状態に対する関心は非常に高まっていた。⁽⁶⁹⁾ そのなかで、前にみた労役場内の幼児の高い死亡率に注目したジョナス・ハンウェイ (Jonas Hanway) は、長年の努力の結果として、一七六七年に通常彼の姓を冠してハンウェイ法と呼ばれる立法 (7 Geo. III, c. 39) の議会通過を成功させた。⁽⁷⁰⁾ 同法は、ロンドン地域の教区が「救貧幼児を、一定期間いなかを送って世話をすること、その幼児の待遇・処遇を査察する適当な人物を任命することを、法によって強制すれば、その幼児たちの生命の大幅な持続をはかり、公共の利益にもなりえよう。また、幼児がそれぞれ一四歳になり、徒弟に出され、または他の処置がなされるまで、彼らの記録を保存することが、彼らの生命を持続することに一層貢献することになる」という前文のもとに、労役場または救貧院で出生しまたは収容された六歳未満のすべての児童は、ロンドン地域から三マイル以内のいなかへ送られ、そこで各教区の支出のもとに一定の家族内で監護され、扶養されるべきこと (s. 2) を命じた。一種の委託収養であり (s. 4)、ただしこの場合の対象となる児童は、孤児、棄児にかぎられ、母親のいる私生児も「母親によって授乳されない」場合にかぎっていた (s. 3)。

一七八二年に成立したギルバート法 (Gilbert's Act, 22 Geo. III, c. 83) も、同じく人道主義にもとづく児童保護立法の流れのなかに位置づけることができる。というのは、同法がその前文で、従来の救貧行政の失敗、とりわけ前述のナッチブル法にもとづく労役場制度を批判したうえで、新たな救貧院 (poor house) の設置を義務づけ、そこに収容すべき者を、老齢・疾病・虚弱により貧困になった者、労働により生活費を得られない者、孤児および母親が収容された場合の児童のみに限定 (s. 29) して、その施設が無能力貧民の保護施設たることを性格づけるとともに、親のいる救貧児童について次のような規定をおいたからである。すなわち、その第三〇条は、すべての未成熟の児童、および事故や過誤によって教区に依存するに至った児童は、徒弟にふさわしい年齢に達するまでの間は、同じく救貧院

に送られるか、またはその地域内外の信頼できる人に委託される、と規定したのである。つまり、この規定における児童の処遇方法は、貧民保護施設たる救貧院への收容か、または明らかに前述のハンウェイ法を意識したと思われる委託収養であり、そこでは徒弟になる前提としての訓練とか、自助のための就労は必ずしも期待されていないのである。このことは、ハンウェイ法が幼児の生命の維持に関心を向けたと同様に、この規定も、親のいる児童について徒弟になるにふさわしい年齢に達するまでの間、これに保護を与えることを目的としていたものといふことができるのである。もっとも、ブルースが指摘するように、一八世紀の後半期には人口が増勢に転じ、労働力も増加し、他方その時期に機械の導入が生産力を高めつつあったから、「貧民を駆って勤勉ならしめる必要はもはやなくなっていた」ことが、右のような児童の人道主義的な処遇に向けてはすみをつけたことも忘れてはならないであろう。⁽⁷¹⁾

注目されるのは、そのように児童の保護を目的とした右の第三〇条が、これに続けて、その児童の親、親類または責任のある者が、児童を引取りかつ扶養することを望み、この旨を表明するときは、その親等に児童を引渡すべきこととし、さらに、前記の救貧院收容等の措置は、「七歳未満の児童について、その親の同意なしに、親から分離するいかなる権限も与えるものではない」と規定したことである。つまり、親をもつ七歳未満の児童を教区の保護のもとにおくについては親の同意を要件とし、さらにその後であっても、児童が徒弟に出されるまでの間は、親等からの引取請求を認めたのである。これまで見てきたように、エリザベス救貧法が貧民監督官らの裁量により早くから徒弟に出ることを強制し、ロックが三歳からの労働学校への收容を義務づけることを提案したように、従来児童を親から分離して処遇することが、親に扶養能力のない場合の当然の措置のようにされてきたのに対し、ここにおいてはじめて、そのような場合の親の意思を問題にするに至ったのである。このことは、児童の保護における家族結合の重要性が認識されたことを意味するであろう。つまり、親に子を保護する意思のあるかぎり、子を親許にとどめることが、児童

の保護という目的にかなうものと判断されたものということができるのである。こうしてこの時期、人道主義の衝動と人口学的条件が児童を家族の保護のもとに帰属させるべきだとする考え方を生むことになったのである。

ところで同法が、救貧法史上重要視されるのは、同法が労働能力貧民とそうでない貧民とに分け、後者を前述のように救貧院に收容するとともに、前者すなわち「働く意思がありながら雇用の機会を得られない者」に対し、その者の体力や能力にふさわしい仕事や雇用を斡旋し、雇用が見出せるまでの間はその生活の面倒をみることに、雇用された後は、作業または雇用によって得た賃金をその者の生計に当て、不足額についてこれを補い、余剰金が出ればその当人に与えることを規定した(§ 32)点であった。すなわち、同法が失業者に雇用を斡旋し、その場合の低賃金には救貧税からの補助を与えることを認め、これが後述のスピーナムランド制度への途を開いたとされるからである。⁽⁷²⁾そしてこの規定との関連で前述の第三〇条の規定をみれば、七歳未満の子をもつ失業者は、雇用待機中も、また雇用を斡旋された後も、その意思で子を手許に止め、子の養育費を含めた生計に足るだけの面倒を受け、また賃金補助を受けることが許されるのであって、決して子の分離救済を強制されないことが認められたことになるのである。このことは、救貧税から救済を受ける者も、子が七歳に達するまでは、その家族結合を存続させることを権利として認められたことを意味するであろう。前述のように、エリザベス救貧法の施行当初においても、児童の徒弟斡旋は七歳が適当とされ、児童はそれまでは親の救貧税からの給付によって親許で養われることが認められていたし、その後の徒弟先発見の困難さからその期間が事実上長期化されていったとはいえず、建前においては、児童も独立の救貧行政の対象として、いつでも就労強制されえたのであり、現に教区徒弟制度の委託収養的運用によってそのことが図られようとした。また前記ロックの労働学校の提案も、そのような建前を前提とした児童の自助の強調にもとづく児童の早期就労の実現手段として考えられたものであり、その後の救貧行政も、同様の基調のもとに展開されてきたのである。しか

し、ここに至ってはじめて、救貧法による救済を受けながらも、七歳未満の児童については親もとにおいて扶養することが当然のこととして承認されることになったのである。

もつともギルバート法は、農業革命の一環として一七六〇年代から推進された第二次エンクロージャー（いわゆる議会囲込み）により土地を追われた大量の貧民を、右の過程に確立されていく資本主義的農業経営に低賃金をもって吸収し、ことにその経営が傾向的にもつ労働力需要の季節的偏倚、臨時労働力依存形態から生ずる季節的失業者等を救貧税の支出において維持するために画策された立法であった。⁽⁷³⁾そして同法は任意法であり、同法を採用した教区は少数であったが、⁽⁷⁴⁾同法制定前後を通じ、失業者を各戸が順番で雇用し、賃金は村会で決定しかつ賃金の一部（通常は半分）を救貧税から補うという、いわゆるラウンズメン制度（system of roundsmen）が一般化したとされる。⁽⁷⁵⁾そのような立法のもとで、被救済貧民の家族結合の存続が権利として認められたといっても、何が家族の生計に足るだけの賃金額であるかは、補助を与える側で決定することであるから、現実には、たとえその額が低くとも、その決定額で自己および家族を維持すべきことが強制されるということではしかなかったといえることができる。

他方、ギルバート法は、単に失業者のみならず、現に雇用される者に対しても低賃金ゆえの窮迫について賃金補助を認めたものと解する向きもないではないが、⁽⁷⁶⁾前述の三二条の趣旨からみるかぎり、そのようには解しえず、むしろ、現に雇用中の者には、前述の親子の分離救済の途が開かれていたものと解されるのである。しかし、同法が、その第二〇条において、「労働能力がありながら、あるいは自己および家族を扶養できるにもかかわらず、その意思なき者はすべて、教区役人により逮捕され、怠惰かつ治安紊乱者として告訴される」と規定していたことに注意すべきであろう。このことは、現に雇用されながら、低賃金ゆえに子の分離救済を申請する者がある場合に、教区が扶養可能と判断する基準以上の賃金額をその者が得ているときは、扶養の意思なき者として告訴されるか、少なくとも救済が拒

否されるといいうるのである。こうして、子の分離救済の対象となりうるのは、事実上、雇用中の労働者が右の基準以下の賃金により子を養う場合だけであり、前述の親の同意に関する規定は、その場合にのみ教区は、親の同意なしに七歳未満の子の分離をはかることができないことを意味したにすぎなかったのである。そして以上のことは、教区の側で右の基準額を定めておきながら、その基準額で家族を扶養できるかどうかは親の意思にかかわる問題として位置づけたことを意味するのであり、低賃金のもとでも、親の責任において家族を維持すべきことを強制し、あるいは奨励するものであったといふことができる。

以上のようにギルバート法は、七歳未満の児童を就労強制の対象から切り離して家族の保護のもとに組みこむことによって、家族を事実上救貧法の救済単位たりうるものとして位置づけながらも、失業労働者に対してのみ、家族の養育費を含めた賃金補助を権利として与えて、雇用中の就業労働者に対しては、むしろ低賃金をもって家族を維持すべきことを奨励ないし強制するものであった。同法は、「もつとも有力な農村ジェントルマンの立法者の一人」⁽⁷⁷⁾とされるトマス・ギルバート (Thomas Gilbert) によって立案されたものであり、彼の人道主義的精神が、前述のように児童の保護のための家族結合の重要性の認識を促したものの、そのような認識も、彼らの大農経営に労働者を低賃金をもって恒常的に定着させるといふ彼本来の立法意図と深く結びつくことによって、低賃金体制を促進するものにならなかつたといふことができる。しかし、ここに、等しく貧困状態にある就業労働者と失業労働者とを区別し、就業労働者に関しては、自己の責任において家族を維持すべきだとする考え方を、はじめて公式に登場せしめたことは、救貧法史上特筆に値いすることだったのである。

注 (55) 小山・前掲九三頁以下。

- (56) 同右九九頁。
- (57) ブルースは「そこでなされた仕事は、普通のしかたで行われるよりかなりコスト高になり、ほとんど貧民労働者の扶養を償すに足りず、と
 いて、もしこれを生産的にやるとすれば、それは普通の労働者と競争関係に立つであろうことが、すぐに判明した」としている(ブルース
 ・前掲四四頁)。
- (58) Webb, *op. cit.*, p. 121.
- (59) *Ibid.*, p. 243.
- (60) *Ibid.*, p. 278.
- (61) *Ibid.*, p. 279.
- (62) ハチンズとハリソンは、一七三二年に書かれた労役場に関する記録を引用して、児童と大人の收容者の「労働時間は、食事時間を除いて、
 夏は、午前六時から午後六時までであり、冬は、午前七時から午後五時までであった」ことを指摘するとともに、ある「『勤労の家』の児童
 は、五歳になればすぐに紡績場で働きはじめ、労働時間が終わったあと、夜間学校 (evening school) に通学した」という例を紹介している
 (B・L・ハチンズ、A・ハリソン (大前朔郎・石畑良太郎・高島道枝・安保則夫共訳)・イギリス工場法の歴史二一三頁 (一九七六年))。
- (63) Webb, *op. cit.*, p. 200.
- (64) ジョン・クラバム (山村延昭訳)・イギリス経済史概説下巻四三九頁 (一九八一年)。
- (65) 椎名重明・イギリス産業革命期の農業構造九四頁 (一九六二年)。
- (66) 同右九五頁。
- (67) Pinchbeck & Hewitt, *op. cit.*, p. 249.
- (68) もっとも、児童の自助はそのような救貧児童についてばかりでなく、児童一般についても強調されたことも忘れてはなるまい。ハチンズら
 も、児童労働に関する「感傷的な見解は、一八世紀の顕著な特徴である」として、「毛織物業においては、わたしたちがほとんど幼少と思う
 ような年齢の児童が、いつも両親と一緒に自宅で働いており、デフォエ (Defoe) や他の著者はこのことを大変手ばなしで賞賛している。か
 れらにとつては、『五歳になるかならないかの子供』が自らの手仕事によって自らの暮らしを立てることができるとともに、そのようにして
 いるような地域や産業が、理想的な社会状態と考えられたのであった」と指摘する(ハチンズ、ハリソン・前掲三頁)。
- (69) トレヴェリアン (松浦高嶺・今井宏訳)・イギリス社会史二二八九頁以下 (一九八三年)。
- (70) 同年に提出された教区幼児の状態を調査した委員会の報告書は、ロンドンの労役場で生れた児童の五分の四が、一年内に死亡したこと、一
 七六三年に労役場で生れたか、一歳未満で引取られた幼児のうち、六五年まで生存した者はわずか七%にすぎなかったこと、一七五四年から
 六二年までに一、四一九人の児童が徒弟に出されたが、そのうち労役場で生まれまたは一歳未満で引取られた児童は一九人にしかすぎなかつ

たこと、などの事実を明らかにした (Webb, op. cit., pp. 298—299)。

(71) ブルースによれば、「十八世紀の前半期は、だいたいの労働力不足の時期であった。人口はその後半期に入ってやっと増勢に転じ、労働力も増加し始めたのであるが、他方、まさにその時期に機械の導入が生産力を高めつつあった。したがって、貧民を駆って勤勉ならしめる必要はもはやなくなっていた。人道主義の衝動を高める思想や世論の動きがあったが、しかし、それらは以上のような、もっと有利な人口学的・経済的条件の中に組みこまれ、そして、それによって、さらに効果的になったのである」という (ブルース・前掲六五頁)。

(72) 小山・前掲一六七頁、大前朝郎・英国労働政策史序説四一頁 (一九六一年)。高島道枝「産業革命期イギリスにおける手当制度の成立についての一考察」(以下「考察」として引用) 経済学論叢五卷二号七七頁 (一九六四年)。

(73) 森建資「イギリス産業革命期における農業労働力の存在形態」土地制度史学六二号五頁以下 (一九七四年)。

(74) Webb, op. cit., p. 275.

(75) 椎名・前掲九七頁。

(76) 高島・前掲「考察」七七頁。赤木・前掲一六頁もこの趣旨か。

(77) 小山・前掲一六三頁。

五 労働力再生産の場としての家族の保護

1 スピーナムランド体制の確立

一七九二年にはじまる対仏戦争による穀物輸入の途絶と一連の凶作が穀物価格の騰貴を招き、農業労働者の実質賃金を低下させ、さらに一層拍車のかかった囲込みによる農業地帯の過剰人口の蓄積が農業労働者の賃金押し下げや失業に作用したため、この時期農村は窮乏化の極点に達したといわれる⁽⁷⁸⁾。このため各地に一揆や暴動など農業労働者の不満の暴発がみられるようになり、そのことは支配階級をして、フランス革命の輸入を想起せしめ、その危機的状況を打開するための緊急措置の必要性を自覚させるに至っていた⁽⁷⁹⁾。こうして、一七九五年に、そのような状況をのりきるための打開策が、二つの方向で支配者階級によって用意されることになった。

一七九五年五月に、パークシャーのスペイン教区に集合した同州の治安判事と数人の「思慮深い人々」⁽⁸⁰⁾が採用を決議したいいわゆるスピーナムランド制度 (Speenhamland System) が、危機打開のためのその一つの方向であった。それは、パンの価格と扶養家族数によって賃金補助率を定め、「すべての貧困にして勤勉な人々およびその家族の救済のために」⁽⁸¹⁾、この定率に従って救貧税からの手当を支給するというものであった。前述のように、低賃金に救貧税からの補助を与えることは、ギルバート法により雇用を斡旋された者に認められ、またラウンズマン制度として各地に広がっていた失業貧民のための救済方法であった。しかし、治安判事が支配した当時の救貧行政のもとでは、「ほとんど必然的に」⁽⁸²⁾ 広汎かつ無差別な院外救済に結びついたといわれ、雇用中の就業労働者に対しても、その窮乏を救済する手段としての賃金補助がすでに各地に認められていたのである。⁽⁸³⁾ 右のスピーナムランド決定は、この慣行の公認であるとともに、賃金補助基準の明確化であった。しかも右の決定は、その基準の一つに扶養家族数をとりあげ、それが家族に対する救済であることを明らかにするとともに、他の基準として、すでに労働者の主食がジャガイモに移行しつつあったといわれる⁽⁸⁴⁾この時期のせい沢品であったパンの価格をとり入れることにより、貧民家族というより貧困な労働者家族一般に対する救済の意図を示していた点で注目されるのである。

もう一つの方向での危機の打開の試みは、同年一二月サミュエル・ウィッドブレッド (Samuel Whitbread) が衆議院に提出した法案に見出すことができる。⁽⁸⁵⁾ この法案は、一五六三年職人規制法における治安判事による賃金規制を復活させ、かの法が被用者の最高賃金の裁定を委ねたのに対し、農業労働者の賃金につき、その最低額を裁定する権限を与えようとするものであり、提案者は、その目的につき概ね次のように述べていたのである。すなわち、まず当時の労働者の困窮は、何らかの立法的救済を要するほどに耐えがたいものとなっており、そのことは、賃金の上昇率に比較して諸物価の高騰が著しいこと、また救貧税が顕著に増大していることに客観的に現われていることを指摘する。⁽⁸⁶⁾

そしてこの救貧税の増大が人口の増加すなわち大家族の増加に基因するとの議論もあるが、「時代の圧迫は、婚姻を減少させており、労働者の間では、子どもの誕生が、天恵として歓迎されるのではなく、呪いと考えられている」として、そのような見解を否定したうえで、この法案は、むしろそのような「労働貧民 (Labouring Poor) の奴隸的な依存状態を救済することを意図」したものだとするのである。⁽⁸⁷⁾つまり彼は、スピーナムランド制度等により、救貧税からの給付で生存は維持できても、結婚を控え、出産を呪う状態は「奴隸的」と考えるのであり、むしろ治安判事の最低賃金規制により、労働者に独立を与えること、すなわち彼の言葉でいえば、「たゆまず働けば、ある程度まで快適に家族を生活させることができ、若者を生計の必要から軍隊に入隊したり、大きな町に群がることから免れさせ、労働の果実の一部に対する権利を与えられて、自己の勤勉さの果実を味わうことができる」⁽⁸⁸⁾ような状態におくことをもくろんだのである。まさに賃金の引上げによる労働者家族の自立の方向であり、いわば前述のギルバート法が就業労働者について志向した家族責任の強調の方向だったのである。

以上のように「飢餓と革命の二重の恐怖」のもとで、ギルバート法が確立しようとした低賃金体制は、早くもその限界に直面し、国家の手によるその打開策が追求されたが、今やいずれにおいてもギルバート法が志向した労働者家族の維持の問題として論ぜられていることが注目されるのである。そして、一方では、同法が失業労働者のために用意した線で、低賃金体制を維持したままでの救貧税からの賃金補助の労働者一般への拡大が、他方では、最低賃金規制という国家的介入を媒介としながらも、同法が就業労働者に求めた救貧法からの独立が、それぞれその解決策として提起されたのであった。そして時代は前者の方向を選択した。バークシャーの地方方法として決定されたスピーナムランド制度は、南部農業地帯を中心に燎原の火のように各地に広がり、⁽⁸⁹⁾ウィットブレッド法案は、時の首相ウイリアム・ピット (William Pitt) による強力な反対論の⁽⁹⁰⁾前に潰え去り、そのピット自身によって、スピーナムランド制度を

公認するための救貧法の改正が示唆されることになるのである。⁽⁹¹⁾翌九六年に提出されたピットの救貧法改正法案は、⁽⁹²⁾議内外の反対論により葬られたもの⁽⁹³⁾、議会は同九六年に、ウイリアム・ヤング法 (Sir William Young's Act, 36 Geo. III, c. 23) の名で知られる救貧立法により、就業労働者 (industrious poor person) の在宅救済を公認し、賃金補助手当を中核とする救貧法体制を選択するに至るのである。このように最低賃金の規制による労働者の救貧法からの独立でなく、賃金補助による救貧法への依存の方向が選択されたのは、最低賃金規制は直ちに賃上げを意味するし、再度の賃金引下げの困難さを考慮するとき、農業労働者の低賃金体制を維持しつつ当面の危機的状況を打開する途は、⁽⁹⁴⁾伝統的なそして支配階級の恩情として与えられる救貧税からの賃金補助以外にはなかったからだとされている。しかし、この戦時の一時的な弥縫策としてとられたこの方策が、まさにいわゆるスピーナムランド体制として、一八三四年新救貧法によって否定されるまでの四〇年近く維持・存続されることになったのである。

2 児童労働力の需要拡大と家族保護

すでにみたように、一七九〇年代前半の危機的状況打開の一方策としてのスピーナムランド決定は、困窮した労働者家族の救貧税による保護を志向するものであった。そしてその対案としての最低賃金規制法案の提出者ウィットブレッドが、その提案理由において、当時すでに右のような制度によって大家族が奨励され、そのことが救貧税の増大を招いているとする批判の存在することを示唆しながらも、婚姻の減少と子どもの誕生が天恵でなく呪いと考えられていることを指摘して、そのような批判を退けていることは前述した。ところが、同法案に反対し、スピーナムランド制度の公認を主張したピットは、同制度における右のような効果を容認し、むしろこれによって大家族の奨励を積極的に図ることを主張したのであった。すなわち彼は、現状において必要なことは、労働者一般に対する救済ではな

く、家族とりわけ「わが国に最も奉仕してきた大家族をもつ人々」の救済であることを強調し、「多数の子どもがいる場合の救済を、不名誉や屈辱として扱うのではなく、権利の問題であり、名誉のこととする」方向での救貧法の改正を示唆したのである。⁽⁹⁵⁾ 彼はそのような改正により「大家族は呪いではなく、天恵となるであろう。そしてこのことが、その労働によって自らを養うことができる者と、子どもをたくさんもつことによってこの国を豊かにしている結果、その生活のための援助の要求をもつ者との間に、正しい一線を引くことになるだろう」と主張するのである。⁽⁹⁶⁾ 以下ピットの救貧法改正構想をみれば、彼は、右のことと同時に、不必要な救済を抑えることが重要であり、そのためには救済を求める者の欠乏は、仕事の供給か雇用の斡旋で補充することが望ましく、それによって彼らは、授与される給付だけでなく、勤勉と儉約の習慣を与えられることになるし、さらに一時的な助成によって友愛協会加入を奨励すれば、自らによる永久の用意を可能とし、彼らを公的な負担となることから解放できると説いている。右に彼の考える給付は、子どもの数による手当であり、そうすることによって、教区役人の気まぐれによる給付の打切りを防止できるし、また友愛協会に加入すれば、今日の部分的救助に向けられた不満の多くを除去できるであろうという。⁽⁹⁷⁾

明らかにピットは、子をもつ家族の結合を救貧税からの援助により保護しようとしており、しかもこのことを権利として認めようとしているのである。そして彼はこれを児童手当制度として構想しているが、それは、後に彼が提出した法案において次のように具体化されている。すなわちその第三七条は、二人を超える数の五歳未満の子をもつ父、および一人を超える数の五歳未満の子をもつ寡婦は、手当を受ける権利を有し、その手当は、その子を扶養するに十分と思われる額であり、その子が労働により自立できるまでの間継続される、と規定するのである。

彼はこのように大家族の保護の必要性を強調し、これを児童手当として実現しようとする理由として、これによる手当の支給基準の明確化をあげているが、さらに、彼が、大家族が「わが国に最も奉仕してきた」といい、子どもの

多産が「この国を豊かにしている」と述べるように、彼の主張がほとんどすべての重商主義者たちが強調し、推賞してやまなかった「人口増加賛美論」⁽⁹⁸⁾の基調になお立っていたことは明らかである。しかしピットはさらに、「児童の勤勉さがいかに多くのことをなしえたか、またマニユファクチュアの分野での彼らの早期の雇用がいかに利益であったかは、すでに経験の示すところである」と述べたうえで、「根本的に重要な目標」として「勤労学校」(Schools of industry)の設置・拡大を提案し、⁽⁹⁹⁾そこで教育された児童により獲得されるであろう富の大きさ、自らの労働により自らを維持することの重要性、勤勉さによって得られる内的豊かさなどを強調していることに注意すべきであろう。⁽¹⁰⁰⁾しかも彼の提案する勤労学校は、後の彼の法案によれば、ロックがかつて提案した労働学校のような児童の分離収容施設ではなく、五歳以上の児童が、前述の児童手当を受けながら親許から通学し、そこにおいて教育およびその児童にふさわしい仕事の訓練を受ける学校であった(§ 30)。そして、勤労学校に入学した児童のうち、おこないが良いと認定された者は、他の者より早く徒弟に出る権利をもち、他のすべての児童も、男児は一四歳、女児は一二歳で徒弟に出ることを義務づけられ、徒弟期間は七年を超えない男子二一歳、女子一九歳までとされ、徒弟先も、手仕事職人、マニユファクチュア、農業などが想定されていたのである(§ 40)。

ところで、すでに一七七〇年代から展開していた産業革命は、各種の工業を隆盛にし、⁽¹⁰¹⁾そこに多くの労働力を吸収し、雇用の見通しも大きく開くことになった。ことに安価で従順な労働力としての児童は、次第に貴重な存在であることが意識されるようになり、一七七四年に、かのアーサー・ヤング(Arthur Young)が、工業地帯を周遊した後、⁽¹⁰²⁾「若者よ、すぐ子供をつくれ、子供たちは昔とは違って、いまやずっと価値ある存在なのだ」と語ったといわれる。ところが、いちはやく工場制の浸透をみた綿工業の部門では、アークライト(Sir Richard Arkwright)の発明(一七六九年)になる紡績機が水力を動力源としていたところから、水量豊富な北部の山間、溪谷に工場の立地を求めざる

を得ず、附近の農村からだけでは必要な労働力を調達できず、また当時の工場は一八世紀を通じて悪名を馳せた労働制度と同視され、嫌悪と蔑視の対象でさえあったため、一般の労働市場からの労働力確保も困難をきわめていたとされる。⁽¹⁰³⁾ 苦勞して集めた労働者も、失業した農業労働者、除隊兵士、破産した職人、貧民、浮浪者といった、まるで定着しようという気持の薄い、規律などない、無気力な連中であつた。⁽¹⁰⁴⁾ 以後、古い型の労働貧民をいかにして近代的労働者に形成しなおすかは、工場経営者にとっての一九世紀の前半期までも続いた大きな課題であつた。そのような労働力の確保と近代的労働者への陶冶という困難な課題を一時的に解決するために、教区徒弟の制度が注目されたことはこれまでもしばしば指摘されているところである。⁽¹⁰⁵⁾ 児童は従順なうえ、当時の工場労働は、切れた糸をつなぎ、機械の下にもぐって掃除をするといった機械への従属作業が大半を占め、「しなやかな指と小さな身体 (docile fingers and small bodies)」⁽¹⁰⁶⁾ をもつた児童はこれに適合的であつたから、工場は何らのプレミアムなしの徒弟の大量の受け入れを申し出たし、教区は「天与の贈物」としてこれを歓迎した。⁽¹⁰⁷⁾ 南部の農業地帯が広くこれに応じたが、最大の供給源は、ロンドンとウェストミンスターの労役場だつたといわれる。一日に五人から五〇人の児童が一団となつて、黒人奴隷の如く荷車に積まれて、ランカシャーやヨークシャーに向けて送り出されたのであつた。⁽¹⁰⁸⁾ そして、前述のように、一四歳前後として実務上一たんは確立されたかに見えた徒弟年齢も、工場側の大量の需要に追いつくために次第に引下げられ、七〜八歳になつた児童が親や家族の住む土地を遠く後にしたことも少なくなつた。⁽¹⁰⁹⁾ 他方、農業に出された教区徒弟も、安価な労働力として、依然農業資本から歓迎される存在であることは変りなかつた。

前述のピットの構想は、右のように、教区徒弟が、産業革命期のいわば第一世代の工場労働者としての役割を期待されつつあつたこと、そして囲込みによって小保有地、共有地を失つた親のもとで一般の児童が農業技術を身につける機会を失いつつあるなかで、教区徒弟がなお、安価な労働力としての需要を維持してつたという状況⁽¹¹⁰⁾ をふまえて展

開されたことは明らかである。そしてピットの目的は、大家族の救済を「権利の問題であり、名譽のこと」として扱ふことによつて労働者の間に大家族を奨励し、教区徒弟として送り出す児童労働力を増加させること、しかも単なる労働力としてでなく、労働意欲をもつ勤勉な労働力として諸産業に供給することにあつたのである。しかも注目すべきは、そのような児童を教区徒弟として送り出すまでの間は親もとにとどめておこうとしていることである。この場合ピットは、児童数に応じた児童手当を支給し、勤労学校に通学させるといふ国家的援助による措置を構想しているが、彼が他方で、友愛協会の奨励による将来の救貧法からの独立を構想するように、そのような援助は一時的な措置として考えられていたのであつた。彼において家族は、まさに近代的労働力の再生産の場として着目されているのであり、子を生み、これを監護・教育することが家族の中心的な役割として認識されていたことは明らかなのである。

前述の議会によるスピーナムランド体制の選択が、ピットのように児童の労働力の需要拡大に應えるための大家族の奨励自体を目的としていたとはいえないことは、議会がピットの改正法案を直ちに斥けたことでもうかがうことができる。しかしながら議会も、農業労働者の飢餓による労働力再生産上の苦境を放置しえず、また右にみたような児童の労働力に対する需要の拡大を背景として、右の体制の選択が大家族の奨励を促すという効果を予測しつつも、あえてこれを容認したということができるのである。

こうしてこの時期、救貧税からの支出をもつてする労働者家族の保護が容認されることになつた。しかし、なお教区徒弟制度は存在し、しかも前述のように、工場からの需要にあわせてしばしば七〜八歳の児童が教区徒弟として送り出されるという状況が続いたため、右の労働者家族の保護の容認によつて、エリザベス救貧法以来の親子の分離救済の原則が完全に否定されることにはならなかつたが、少なくとも七歳未満の子をもつ家族は、右の保護に浴しうることになつたのである。そしてそのような保護施策は、賃金補助そのものより、児童手当ないし家族手当として各地

に一般化し、これが後々まで存続していったとする近時の研究⁽ⁱⁱⁱ⁾を考慮するとき、家族を近代的な労働力の再生産の場として着目したピットの認識が次第に広まりを見せていったことを見てとることができるのである。

注 (78) 高島・前掲「考察」七四頁。

(79) この危機的状況はしばしば「飢餓と革命の二重の恐怖 (double panic of famine and revolution)」と表現される (Webb, op. cit., p. 172)°

(80) Ibid., p. 177.

(81) Ibid., p. 178 からの「決定」の引用。

(82) Ibid., p. 171.

(83) 高島教授はこの間の事情を次のように敷衍する。すなわち、「治安判事は一般に土地貴族 (ジェントリー) の出身で、労働者などの下層階級の諸事情にうとく、また往々にして『持てる階級』の人道主義から、貧民達の申立てる『虚偽』の真偽を判断する知識、厳格さを欠いていた。そのため、貧民の中立てた事実を信用した治安判事によって貧民監督官は召喚され、貧民と対決する場合、……教区役人は貧民の訴えを反駁できる正確、説得的な資料を往々にしてもためため、ともすれば治安判事は一時的同情心から殆んど貧民の訴え通り、救済を与えることを命じるのが常であった。従って、救済を欲するものは彼らの生活事情により通曉している教区役人によって拒否されても、治安判事の人道的慈善心に訴えることにより常に所期の要求を貫すことができた」と (高島道枝「イギリス産業革命期における手当制度の展開」『経済学論纂』五巻三号一〇八頁以下 (一九六四年))°

(84) Hansard's British Parliamentary Debates (以下 Hansard とし引用する) 1st ser., vol. 40, col. 468.

(85) Hansard's Parliamentary History of England (以下 Hansard's History とし引用する) vol. 32, col. 700.

(86) Ibid., cols. 703—704.

(87) Ibid., col. 704.

(88) Ibid.

(89) 高島・前掲「考察」七六一七頁。

(90) ピットの法案反対の理由は、第一に、労働貧民が「人道主義とかポリシーとかの何らかの原理による改善が望まれるような状態」にあるとはいえないこと (Hansard's History, col. 705)° 第二に、法案が労働者の団結から産業を守ることを意図しながら、賃金と生活費との不均衡のみを是正しようとしていること (Ibid., cols. 706—707)° 第三に、「商業、工業、交易は、常に自身のレベルを見出すものであって、そ

の自然の作用に反する規制により阻害され、その適切な効果が乱される」こと (Ibid., col. 707) にあった。ことに右の第三の反対理由は、アダム・スミスの使徒たることを自任するピットが、スミス流の「自由な労働市場」の立場から賃金規制に反対したものと解され、そのような自由放任の原理にもとづく法案非難の論理と、スピーナムランド制度の公認による賃金補助の承認の論理が矛盾していることは、しばしば指摘されるところである (高島・前掲「考察」八五—八六頁、大前・前掲五三頁)。

(91) Hansard's History, op. cit., col. 709.

(92) 法案は、全一三〇条からなる詳細なもので、その全文は、イーデン卿 (Sir F. M. Eden) がその大著「貧民の状態」の巻末に附録として掲げている (F. M. Eden, State of the Poor, vol. 3, pp. cccxxiii ff. (1797))。

(93) 法案は、一七九六年一二月に審議されたが、直ちに否決された。また治安判事、救貧税負担者からの三八通にあまる同法案反対請願が送られてきたといわれる (大前・前掲一五二頁)。さらに、この法案に最も痛烈な批判を行ったのはベンサムであり、この批判のために法案が葬られたともいわれている (ベンサムの反対論については、同右一五四頁以下参照)。なお、後にマルサスが「ピット氏の救貧法案」として批判するのも、この法案をさす (ロバート・マルサス (高野岩三郎・大内兵衛訳)・初版人口の原理 (一七九八) 七一頁ほか (一九六二年))。

(94) 高島・前掲「考察」八六頁。

(95) Hansard's History, op. cit., cols. 709—710.

(96) Ibid., col. 710.

(97) Ibid.

(98) 山之内靖・イギリス産業革命の史的分析二九一頁 (一九六六年)。

(99) Hansard's History, op. cit., col. 710.

(100) Ibid., col. 711.

(101) 近年の研究によれば、イギリスの産業革命は、「これまで信じられてきたほどに、工場制によりつつ大規模の利益を追求する方向にそって進められたのではなく、むしろ大多数の業種においては、小規模な「仕事場」……の増設ならびに「家内生産」の増大・強化をうじて進められた」とされている (武居良明・イギリスの地域と社会「まえがき」一頁 (一九八四年))。

(102) ブルース・前掲七五頁。

(103) 戸塚秀夫・イギリス工場法成立史論—社会政策論の歴史的再構成—九四頁以下、とくに一〇三頁以下 (一九六六年)、荒井政治・内田星美、鳥羽欽一郎編・産業革命を生きた人びと (産業革命の世界③) 一三四頁以下 (一九八一年) など

(104) 荒井ほか・同右一三七—八頁。

(105) 同右一四一頁、小山・前掲二一六頁など。

- (99) Webb, op. cit., p. 201.
- (107) ブルース・前掲六六頁。
- (108) Webb, op. cit., p. 201.
- (109) 戸塚・前掲一一六頁参照。
- (110) 森・前掲八頁。
- (111) Mark Blaug, 'The Poor Law Report Reexamined', *The Journal of Economic History*, vol. XXIV, No. 2, pp. 238 ff. (1964).